

大阪公立大学研究支援員制度実施要項

(目的)

第1条 本要項は、大阪公立大学の研究者が、妊娠・出産・育児・介護（以下「妊娠等」という。）の家庭的責任を担いつつ研究等の職務を遂行することを支援するため、研究支援員の雇用または利用に要する予算を配分する制度（以下「本制度」という。）の実施に必要な事項を定めるものとする。

(利用申請等)

第2条 本制度を利用しようとする者は、募集要項に定める利用申請書および必要書類を募集要項に定める期間内に女性研究者支援室長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において前条に定める妊娠等の状況が生じた者は、上記の期間にかかわらず利用申請書を提出できるものとする。

(研究支援員制度審査会)

第3条 本制度の利用申請を審査するため、研究支援員制度審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会は、審査手続きや審査の基準及び申請者への予算配分の可否等を審議し決定する。
- 3 審査会の構成員は、女性研究者支援室長、女性研究者支援副室長、女性研究者支援センター（以下「センター」という。）センター長及び副センター長、研究推進課長、女性研究者支援室運営委員会の委員（審査会が必要と認めた者）とする。

(審査手続き)

第4条 審査会では、利用申請書に記載された内容に基づく書面審査と、利用申請者との面談審査を行う。審査会は、これらを総合的に評価し、申請者への予算配分の可否等を決定する。

(審査の基準)

第5条 審査会は、以下の基準に基づいて審査するものとする。

- (1) 妊娠等により研究時間を制限されることが客観的に明らかなこと
 - (2) 研究支援員の雇用経費について、他の資金による代替の可能性が低いこと
- 2 上記以外の審査基準に関し必要な事項は、審査会が別に定める。

(成果報告書の提出)

第6条 利用申請者は、本制度の利用後に成果報告書を別に定める期限内に提出しなければならない。

2 審査会は、前項の成果報告書を踏まえて本制度の改善等を検討するものとする。

(事務組織)

第7条 本制度にかかる下記の事務は、研究推進課（センター）が行う。

- (1) 利用者の募集、審査会の運営、雇用予算の配分にかかる手続き
- (2) 研究支援員の勤務時間等の把握及び報告
- (3) 利用者から提出される成果報告書のとりまとめ
- (4) その他、本制度の実施にかかる関係事務

附則 この要項は、令和4年4月1日から施行する。